

青森県教育委員会第302回臨時会会議録

期 日 平成27年2月22日（日）

場 所 教育庁教育委員会室（非公開は教育委員室）

議事目録

報告第1号	議案に対する意見について
議案第1号	青森県教育委員会と国立大学法人弘前大学との連携に関する協定について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
議案第2号	青森県教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）の職員の人事について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
議案第3号	学校職員の人事について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
議案第4号	学校職員の人事について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定

平成27年2月22日（日）

- ・開会 午前10時30分
- ・閉会 午前10時47分
- ・出席者の氏名
豊川好司、中沢洋子、野澤正樹、杉澤廉晴、中村充（教育長）
- ・説明のために出席した者の職
佐藤理事、奈良教育次長、教育政策・職員福利・学校教育・教職員各課長
- ・会議録署名委員
中沢委員、野澤委員
- ・書記
外崎学、村上健

会 議

議 事

報告第1号 議案に対する意見について

(佐藤理事)

2月23日に開会される県議会第281回定例会に提出予定の平成27年度青森県一般会計予算案及び条例案12件の計13件の議案について、知事から意見を求められたものであるが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意することとして処理したのでご報告する。

まず、「平成27年度青森県一般会計予算案（教育委員会所管分）」についてであるが、教育委員会関係の予算総額は、1,346億5,247万円となる。これを平成26年度当初予算と比較すると、15億9,791万5千円、率にして、1.2パーセントの増となっている。

次に、平成27年度予算案に基づく各種施策については、青森県教育振興基本計画に基づき、本県教育を取り巻く重要課題の解決に向けて、主要施策を「施策の柱」として設定し、取組の重点化を図り、市町村教育委員会、県立学校、その他関係機関や団体の協力を仰ぎながら、一体となって推進していきたいと考えている。

平成27年度は、「学ぶ意欲や主体的に探究する力の向上」、「生活習慣の改善やスポーツの活用による健康づくり」、「多様な人財や文化・スポーツによる地域活性化」、「子どもが安心して学べる教育環境づくり」の4つを施策の柱に据え、「教育は人づくり」という視点のもと、新しい時代を切り拓く人づくりに取り組んで参りたいと考えている。

続いて、条例案についてであるが、まず、「青森県教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例案」については、教育長が一般職の職員から常勤の特別職の職員となるなどの改正が行われる地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の勤務時間等に関し必要な事項を定めるためのものである。

次に、「特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」、「常勤の特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案」及び「青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例を廃止する条例案」についてである。これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、特別職の条例に教育長の給与等を規定し、また、改正法において廃止される教育委員長の報酬等の規定を廃止するためのものである。

次に、「青森県教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例案」についてである。これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長は教育委員としての身分を持たないこととなることから、教育委員会の委員の定数を改めるものである。

次に、「青森県職員倫理条例の一部を改正する条例案」についてである。これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長が特別職の身分のみを有することとなるため、一般職を対象としている本条例の対象職員から教育長を除くための

ものである。

以上の条例は、平成27年4月1日から施行するものであるが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定により、平成27年4月1日以前に任命された教育長が引き続き在職する場合の経過措置が定められており、当該期間中はこれらの条例の規定は適用しないこととしている。

続いて、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」についてである。これは、昨年10月の人事委員会の給与等に関する報告及び勧告を受け、職員の給料月額を平均2パーセント引き下げること、しかしながら、今後4年間においては現給保障をすること、単身赴任手当等を引き上げること、並びに平成18年に実施された給与構造改革時の経過措置を廃止すること等の改正を行うためのものである。

次に、「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案」についてである。これは、国家公務員退職手当法の改正に準じて、退職前の職責に応じて退職手当に加算する調整額を引き上げるためのものである。

次に、「青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例案」についてである。これは、学校職員定数を高等学校、特別支援学校及び小・中学校あわせて、12,772人から、215人減の12,557人に改めるものである。

次に、「青森県立学校設置条例の一部を改正する条例案」についてである。これは、県立高等学校教育改革第3次実施計画（前期）に基づき、青森県立南部工業高等学校を廃止するためのものである。

次に、「青森県都市公園条例の一部を改正する条例案」についてである。これは、青森県道路法施行条例の改正に伴い、この条例に準じて定めている陸上競技場などへの変圧器等の設置に係る使用料の額を改めるためのものである。

以上の条例については、平成27年4月1日から施行するものである。

最後に、「青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部を改正する条例案」についてである。これは、青森県立種差少年自然の家の管理を指定管理者に行わせることができることとするためのものである。条例の施行は、公布の日からとなっている。

(豊川委員長)

何か質問、意見はあるか。

なければ、報告第1号については了解した。

議案第1号 青森県教育委員会と国立大学法人弘前大学との連携に関する協定について (荒関教育政策課長)

まず、本協定の目的であるが、第1条にあるとおり、青森県教育委員会と弘前大学が相互の密接な連携と協力により、地域のニーズに応じた人材を育成するとともに、本県の学校及び地域における教育の充実・発展に寄与することとしている。

第2条「連携事項」については、「(1) 学校教育の充実・振興に関すること」、「(2) 社会教育及びスポーツの振興に関すること」、「(3) 文化・芸術活動、文化財の保護と活用に関すること」、「(4) その他双方が必要と認めること」としている。

なお、教育委員会では、平成20年2月に弘前大学教育学部との間で連携協定を締結しているところであるが、今後は弘前大学全体との連携協定を締結することにより、これまでの協定を引き継ぎ、発展させ、更なる本県の教育の振興・充実を目指したいと考えている。

(野澤委員)

大変良いことだと思う。これから具体的にどういうテーマに取り組んでいくのかを検討していくこととなると思うが、その際は是非、窓口をきちんとしていただきたい。そうしなければ、どうしてもいつの間にか1年、2年が経ってしまって、具体的な成果がなかったということになってしまう。

(荒関教育政策課長)

協定の有効期間は1年としているが、今後どうしていくかということについては、毎年、点検評価をした上で判断していきたいと考えている。窓口については、教育委員会は教育政策課、弘前大学については、大学改革プランにおいて学長の強いリーダーシップの下で地域における存在価値を高めていこうとしていることがあり、学長室が窓口となって進めていくということである。

(豊川委員長)

仲を取り持つ人が動いてくれれば、かなり具体的なことができるんじゃないかと思う。

(野澤委員)

委員長がおっしゃったように、大事なのはコーディネーターである。教育委員会の施策に対してどのようにしてうまく紐付けしていけるか、そのトータルイメージができる部署、担当者が絡んでいけば具体的な成果が生まれると思うので、よろしく願いしたい。

(豊川委員長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ、議案第1号は原案のとおり決定する。

議案第2号 青森県教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）の職員の人事について
(非公開の会議に付き記録別途)

議案第3号 学校職員の人事について
(非公開の会議に付き記録別途)

議案第 4 号 学校職員の人事について
(非公開の会議に付き記録別途)